

第3章 めざす方向

1. 基本理念

**すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚**

現代社会は、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に生活に不安や悩みを抱える人が増加し、その抱える内容も多様化・複雑化しています。

これまで、本市は、市民の力を最大限に生かし「協働」を核としながら、住民間における交流の促進や人材の育成、福祉活動の拠点を整備し、WHO（世界保健機関）の提唱するエイジフレンドリーシティに基づき『「お互いさま」があふれるまちづくり』の視点からも地域福祉の推進に取り組んできました。

また、本計画に示す地域福祉推進の方向性は、国際社会共通の目標である SDGs¹⁶（持続可能な開発目標）の理念と重なるものであり、本計画を推進することが、SDGs の推進にも資することから、SDGs の視点を意識しながら各施策の展開を図ります。

今後、本市では、様々な不安や悩みを抱える人を支えていくために、住民、団体、関係機関、事業所¹⁷など、様々な主体が連携しつつ、活動を展開するための基盤づくりを進めていきます。

本計画では、第2期計画以降掲げている基本理念である「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を継承し、市民が積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを推進していきます。



¹⁶ 国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現のため、世界各国で取組が進められている。

¹⁷ 本計画で記載する事業所は、福祉事業所のみならず企業や商店なども含むものとする。

2. 計画推進の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的・効果的に推進するため、次の8つの視点に立って、個別施策の展開を図ります。

視点1 住民主体の地域づくり

これからの地域社会が持続するためには、これまでの福祉の受け手と支え手という考えでなく、市民一人ひとり誰もが役割を持って参加し、地域を構成する一員として、活躍できる機会・場を拡充・創出することにより、地域福祉を推進していく必要があります。

視点2 人と人との「つながり」を大切に

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりが“誰一人として、孤立させない、排除しない”という思いを共有し、地域の生活課題に気づき、また、課題を抱えている人自らも発信することで、住民相互で日頃の何げない気のかげ合いや小さな活動から始め、“支えあう”“助け合う”“お互いさま”という「つながり」を構築していく必要があります。

視点3 協働して取り組む

地域福祉の推進にあたっては、単独では取り組むことが困難な、様々な生活課題に対し、地域住民、関係機関、事業所、行政など、様々な主体が連携・協働して取り組むことが必要です。行政内においては、住民の抱える生活課題の全体性に合わせた連携を進めていきます。

また、少子高齢化時代の地域課題への対応を見据えて、行政と住民のパートナーシップを強めることで、福祉分野を中心とした住民自治、福祉のまちづくりを実現することが必要です。

視点4 人権と多様性の尊重

子どもや高齢者、障害（がい）のある人、外国から来た人、性的マイノリティ¹⁸の人など、地域には様々な人が住んでおり、またそれぞれが抱える不安や悩みも多種多様です。

地域福祉の推進にあたっては、お互いの人権を尊重し、理解し、認め合える機運・環境・場を協力して作り上げていく必要があります。

¹⁸ 性的マイノリティとは、自分の性のとらえ方（性自認）や、好きになる対象（性的指向）が、男女の二分化ではあらわしきれない人のことをいう。

視点5

早期発見・早期対応のための積極的な体制づくり

現在、地域で生活する人が抱えている小さな不安や問題、課題は、やがて複雑化・多様化し、解決が困難なケースに発展する場合があります。

現在は「困っている」と自覚していない、小さな不安であっても、その人の不安に気づき、当事者を尊重しながら必要な支援が受けられるような地域との関係づくりや、協働の機会を増やしていく取組、自立生活が可能となるような取組・支援、支える体制を構築するなど、早期発見・早期対応の視点を持って潜在ニーズに迫ることで、地域における重層的なセーフティネットを構築していくことが、求められています。

視点6

次代の担い手の育成

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などの要因を背景に、様々な支援を必要とする人が増えていくことが想定されます。

住みやすい地域づくりには、そこに住む住民をはじめ、団体、関係機関、事業所など、さまざまな主体による取組が重要です。

今後起こりえる地域の問題などに対応していくためにも、福祉に対する理解を深めるとともに、地域活動に参加・参画する次代の担い手の育成が必要です。

視点7

社会資源¹⁹の活用

地域によって、市街地開発の歴史、道路・鉄道などの都市構造や、農村部、都市部などの地理特性、サロンや見守りなどのボランティア活動の有無などの違いがあります。地域福祉の推進にあたっては、地域の特性を考慮し、地域の開発や発展にかかわってきた事業所や、地域独自の産業を営んでいる関係者などの地域に存在する多様な社会資源と協働する必要があります。

視点8

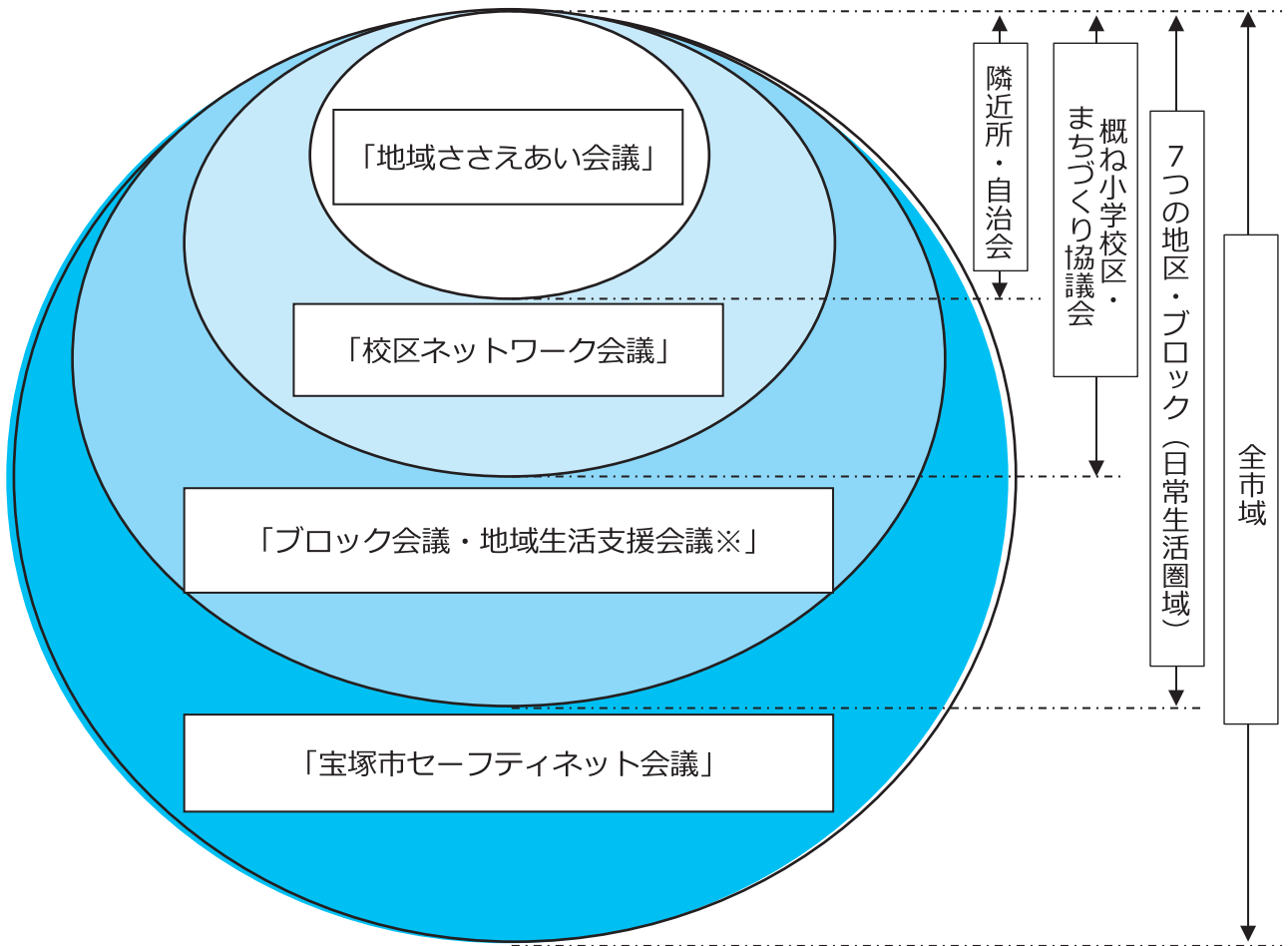
エリアを意識する

これまで、住民、団体、関係機関、行政など、それぞれの活動を考慮した重層的な対応エリアを設定し、役割の分担、エリアを意識した福祉活動を展開してきました。

地域福祉の推進にあたっては、解決すべき福祉課題や様々な主体が果たすべき役割・活動について、実態などを考慮し、引き続き、ふさわしいエリアを意識し、解決に向けて取り組んでいく必要があります。

¹⁹ 社会資源とは、社会的なニーズを充たすための制度、機関、人材、資源、技術などをいい、フォーマルな社会資源（行政サービスなど）と、インフォーマルな社会資源（家族によるサポート、ボランティアなど）に分けられる。

宝塚市におけるエリア設定及びネットワーク（イメージ）



エリアにおける機能・位置づけと活動者（イメージ）

単位	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 （隣近所、自治会単位）	個別の見守りと 災害時など緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイなどの活動者など
校区ネットワーク会議 （概ね小学校区）	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど
ブロック会議・ 地域生活支援会議※ （7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】）	情報連携や 情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、相談支援事業所、児童館など
宝塚市セーフティネット会議 （全市域）	セーフティネットとなるエリア	宝塚市、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、当事者団体など

※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて高齢、障害（がい）、児童などの専門職（有資格者のみではなく、普段仕事として相談支援など福祉に関わる人）が分野を超えて情報共有を行う会議。

3. 基本目標

計画の基本理念の達成に向け、次の2つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標1

多文化・共生型の地域づくり

地域には、子どもや子育て中の人、高齢者、障碍（がい）のある人、外国から来た人、性的マイノリティの人など、様々な人が住んでおり、また個々の考えや思想、文化も多種多様です。

お互いの価値や権利を主張することで差別や排除などの問題が起こりえることから、お互いを理解し、お互いに支えあえる地域共生社会を形成していく必要があります。

すべての人たちが互いに認め合い、いきいきと暮らし、活躍できる共生のまちづくりを進めていきます。

また、このために、地域ごとのまちづくり計画の福祉部分が充実していくような働きかけを市、社会福祉協議会などの協力により進めていきます。

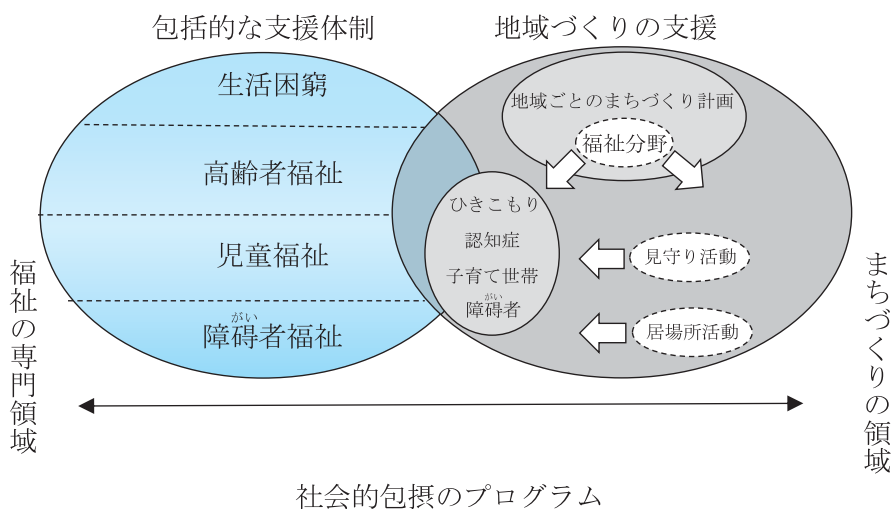
基本目標2

包括的な相談支援体制づくり

地域における問題や課題は、多種多様であり、家族構成や就労状況、身体・精神的な状況によって、新たに貧困・生活困窮などの潜在的な生活課題が発生しており、地域住民が抱える問題が多様化・複雑化している状況にあります。

すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

そのためには、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度において目指しているような、様々な課題を包括的に受け止める体制が整えられる必要があります。住民の抱える生活課題の全体性に合わせて、行政内の横断的な連携を進める必要があります。



認知症の人、障碍（がい）のある人、子育て世代、ひきこもり状態の人など、地域社会から孤立する可能性のある人が、地域の中で共に生きていくためには、地域に生きる市民が、学習だけでなく当事者・家族と交流するための、社会的包摂のプログラムが求められています。また、福祉の専門領域からも地域で生活する当事者・家族の孤立解消のための関わりが必要です。それぞれの主体が関わる領域を広げていく中での衝突や葛藤を丁寧に受け止めていくことで、エイジフレンドリーシティやSDGs の理念に沿った排除のないお互いさまの地域づくりを市と市民が協働して進めていく必要があります。

4. 施策体系

基本理念の実現に向け、本計画における地域福祉施策の体系は、以下のとおりとします。

